

「ゆがわら2001プラン」後期基本計画の体系

基本目標

施策の大綱

主な重点事項

Ⅰ 町全体の魅力を高め、産業の活性化を図る

- 1 町全体の魅力の向上
- 2 観光サービス業の活性化
- 3 商工業の振興
- 4 農林業の活性化
- 5 漁業及び海業の活性化

花の郷づくり事業の推進

池峯地区の「もみじの郷」や「さつきの郷」の付帯設備の整備を進めるとともに、新たに暮山の「夫婦の桜」や星ヶ山の「ススキ」を活用した景勝地の整備を進めます。「外国人おもてなし講座」の開催と「外国人おもてなしマニュアル」の作成外国人観光客に対するおもてなし意識の醸成を図るため、「外国人おもてなし講座」の開催と「外国人おもてなしマニュアル」の作成を検討していきます。

（仮称）スローフード大学院の誘致

国が進める構造改革特別区域を活用し、（仮称）スローフード大学院を誘致し、第一次・第二次・第三次産業が協働し、産学官が連携を図り、新たな産業を創出するなど町の活性化につながる取組を推進します。

「スローフード、スローライフの町 湯河原」の発信（仮称）スローフード大学院と連携し、湯河原町を「食」を考える先進地「スローフード、スローライフの町 湯河原」として発信していきます。

農業者と観光客との交流機会の拡大

都市住民の農業に対する理解の増進と自然、文化、人々との交流の場となるような宿泊につながる体験型農業の推進に向け研究を進めます。

Ⅱ 自然環境を保全し、安全で快適な生活環境を実現する

- 1 自然環境と調和した土地利用
- 2 景観が美しく交通等の便利な町
- 3 清潔で環境にやさしい町
- 4 消防・防災・防犯体制の充実した安全な町

千歳川・藤木川・新崎川の護岸整備

河川の景観を活かした遊歩道の整備にあわせて親水機能を付加した護岸整備を検討・促進します。

美しい都市景観の形成

湯河原町の豊かな自然環境と景観を、更に美しく、快適なまちとして育むため、景観法に基づき、地域の特性を考慮し、街並み景観の形成に努めます。

国民保護法への対応

国の基本指針や県の国民保護計画に基づき、町国民保護計画を作成し、武力攻撃事態などにおける町民の避難・救援、武力攻撃災害への対処などの措置を総合的に推進します。

Ⅲ 少子高齢化に対応した、安心して暮らせる保健・福祉の仕組みをつくる

- 1 保健活動と救急医療体制の充実
- 2 地域福祉の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障害児者福祉の充実
- 5 児童福祉・ひとり親家庭福祉の充実
- 6 社会保障制度の充実

食育推進計画の策定

食育基本法に基づき、町民一人ひとりが、食生活を見つめ直し、食に関する知識を身につけ、健全な食生活を実践できる人間を育てるため、食育推進計画を策定します。

介護サービスの充実

介護サービスの供給量確保や質の向上を図るとともに、改正介護保険法に創設された地域支援事業、地域密着型サービス及び介護予防支援により高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくための体制づくりを進めます。

子育て相談体制の充実

子育て相談に充分に対応できるように、子育てサロンの充実を検討します。また、子育てサロンを核として、保育園・保健センターなどの関係機関やボランティア団体との連携を図り、子育て相談体制の一層の充実を図ります。

Ⅳ 国際化・情報化に対応した人材を育成し、共生の地域社会をつくる

- 1 生涯学習の推進
- 2 学校教育の充実
- 3 青少年の健全育成
- 4 芸術文化の振興
- 5 スポーツの振興
- 6 国際交流・地域間交流の推進
- 7 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

町民大学の拡充

講座内容の充実や広報に努めるとともに、単科受講制度の設定や託児など、受講しやすい環境を整備し、多くの町民が受講を可能とするための方策を推進します。

幼児施設の再編成

町立福浦幼稚園は、東台福浦小学校の運営に支障がない限りは、継続していきます。この間に私立幼稚園の機能充実とあわせ、保育園を含んだ幼児施設の再編成を検討します。

小・中学校校舎等耐震化事業の推進

平成17年度に緊急度の高い湯河原小学校C棟校舎から着手しましたが、順次、吉浜小学校、湯河原中学校と計画的に実施していきます。

地域間での交流の拡大

三原市及び立山町との交流を推進するほか、「全国京都会議」や「梅サミット」などの加入自治体をはじめ、各地域との交流を検討していきます。

Ⅴ 地方分権に対応した行政組織へ変革し、住民自治を充実する

- 1 住民自治の充実
- 2 行政サービスの充実・効率化
- 3 健全な財政の運営
- 4 広域行政の推進

ボランティア活動の拡大

まちづくりへの住民参加を推進するため、「湯河原まちづくりボランティア協会」を中心とするボランティア活動への支援を行っていきます。

各種計画への住民参加促進

（仮称）湯河原まちづくり基本条例を制定し、その基本理念に基づき、まちづくりの主役である住民の行政の各種計画への参加を促進し、また、住民意見公募制度（パブリック・コメント）を実施するなど、住民の声が生かされるようにしていきます。